

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当そ)

目次

- ◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◇代表監査委員訓令 鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

第二条の表中

秘書調査課	議事秘書係、企画調査係、福祉係、年金係
-------	---------------------

を
に改め

第六条第二項中「教職員課、」を削り、「係及び経理室」を「係、企画
広報室及び経理室」に改める。

附則

この規則は、昭和四十三年七月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布す
る。

昭和四十三年六月二十九日

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十九年四月鳥取県教育委員会
規則第五号）の一部を次のように改正する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

昭和四十三年六月二十九日

鳥取県人事委員会規則第三十七号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委
員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の本庁の項三等級の欄中「副検査専門員」を

「副検査専門員
久松閣管理者」に、
「船検査専門員補」長
「久松閣管理者」を
「船機関長」に改め、

〔身体障害者福祉司 精神薄弱者福祉司 児童福祉司 社会福祉主事〕を削り、同項四等級の欄中「副検査専門員」を

検査専門員
松閣副管理者
に、
「船検査専門員補」長
松閣副管理者
を
「船機関長」
検査専門員補
に、
一社児童精神障害者
一般会童薄福弱害者
主所
任長
主所
一般吏員職
任長
主
一般吏員職
任
を

吏社員主職事司司社者福祉を「一般吏員職」に改め、同項五等級の欄中
久松閣管理者】
所長 次長 所長 次長 次長 次任
一役吏員職 一役吏員職 に改

〔主幹〕
「係長」に改め、同項五等級の欄中「係長」を「主幹」に改め、同表の知事の事務部局の営農研修館の項中

別表の知事の事務部局の項中

工業試験場	場	長	百分の十六
		長	百分の十六

計量検定所	所	長	百分の十六
		長	百分の十六

知事の事務部局の地方農林振興局の項中「局長」を
「局長」を
に改め、同表の
め、同表の知事の事務部局の項中

「局長」を
に改め、同表の
に改め、同表の

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定め
る。

昭和四十三年六月二十九日

鳥取県代表監査委員 浜 田 庄 二

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程（昭和四十二年三月鳥取県代表監査委員
訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「次長」の下に「監査主幹」を加える。

第五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項中「分担事
務をつかさどる。」を「監査事務に従事する。」に改め、同項を第四項と
し、第二項の次に次の一項を加える。

3 監査主幹は、上司の指揮を受け、監査事務を処理する。

第七条第二項中「監査主任」を「監査主幹」に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十三年七月一日から施行する。

に改める。

營農研修館	館	長	百分の十六
家畜保健衛生所	所	長	百分の十六
土木出張所	所	長	百分の十六
境港魚市場	場	長	百分の十六
土木出張所	所	長	百分の十六

に改め、同表の

教育委員会の事務部局等の教育機関の学校以外の教育機関の項中

科学博物館	館	長	百分の十六
鳥取青年の家	所	長	百分の十六

に改める。